

亀岡市総合福祉センター「営利目的利用」等の注意事項

- (1) 亀岡市総合福祉センター条例第8条の規定により、営利目的の使用は許可できません。
- (2) 営利目的の使用とは、次に掲げる施設使用をいいます。
 - ・ 商品説明会や商品販売、商品展示、営業会議など、企業活動を目的とする施設使用（ただし、企業が社会貢献活動のため使用する場合を除く）
 - ・ 入場料、参加費などを徴収する講習会や講演会、映画会、展示会、発表会、演奏会、パーティーなどを目的とする施設使用（ただし、会場で募金を募る場合や実費程度を徴収する場合は事前に許可を得ること）
 - ・ 代表者が、月謝や会費などを徴収して行う塾、教室活動などを目的とする施設使用
- (3) NPO法人や社会福祉法人、公益法人又は社会教育関係団体が、その目的の実現のために施設を使用する場合、又は市民にサービスを提供するため施設を使用する場合は、営利目的の使用とはみなしません。
- (4) 宗教活動や政治活動、選挙活動は、NPO法第2条第2項第2号の規定に準じて、その施設利用を制限します。制限する行為は次のとおりです。
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ・ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動